

寺泊旧北国街道周辺地区街なみ環境整備事業 整備基本計画策定業務  
簡易評価型プロポーザル評価要領

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、都市整備部都市計画課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者1社及び次点者1社を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者、費用の見積額が予算額を超えている者は失格とする。
- (2) 提案書のヒアリングは、各事業者3人以内、準備・片付け各5分間、15分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を10分間行う。
- (3) 提案書の記述項目、プレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の採点に基づく採点幅のバラツキを解消するため、採点結果を基に評価順位を各委員毎につけ、その評価順位を事業者別に合算した点数を各事業者の評価点とし、評価点の最も低い者を最優秀者として決定する。（下図参照）
- (5) 評価点と同点となった場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を超える事業者がない場合は、最多投票数の事業者と次点の事業者で決戦投票を行い、決定する。

【評価概要】

委員	A社	B社	C社
ア	1位 (100点)	2位 (90点)	3位 (70点)
イ	3位 (60点)	2位 (65点)	1位 (70点)
ウ	2位 (50点)	3位 (40点)	1位 (60点)
評価点計	6点 (1位+3位+2位)	7点 (2位+2位+3位)	5点 (3位+1位+1位)
順位	次点		最優秀者

4 選考評価基準

評価項目	配点	
1 提案書の作り方、プレゼンテーションについて		
提案書は理解しやすく説得力があるものになっているか。情報やデータの使い方、分析・処理の仕方に優れ、効果的に組み込まれているか。	10点	20点
要領を得たわかりやすい説明になっているか。質問への対応は適切であるか。時間配分を守り、与えられた時間を有効に使っているか。	10点	
2 提案の内容について		
歴史、文化、自然などの地域資源を街なみ環境整備にどのように活かすか	20点	80点
同種・類似の業務実績から本業務に活かせる事項について	20点	
地域住民やまちづくり協議会の意見集約の手法について	20点	
その他（本業務において特に配慮すべき事項、工夫できる事項等）	20点	
総合評価（得点の合計）	100点	

※以下の確認項目のうち要件を満たさない項目がある場合は失格とする

	確認項目
1	参加資格要件を満たしているか
2	提案書の内容が、説明書で示した項目を満たしているか
3	業務実施体制は適切であるか
4	見積金額が説明書で示した予算額以内であるか